

# 仕 様 書

## 1 業務履行場所

- (1) 位置 広島市西区商工センター沖海域（別図のとおり）
- (2) 面積 2. 5 1 k m<sup>2</sup>

## 2 業務内容・方法

### (1) 作業方法

小型底びき網漁船により底曳網漁具を使用して海底に堆積している廃棄物を回収し、事業系一般廃棄物（可燃ゴミ、不燃ゴミ）及び産業廃棄物（金属くず等）に分別後、可燃ゴミは米袋に、不燃ゴミは土のう袋にそれぞれ袋詰めし、本市の指定する場所へ集積する。なお、曳網速度は2. 5 k m/h程度とする。

### (2) 作業日数

委託期間内において土・日曜日・休日を除いた日で、延べ7日間。実施日については別途協議すること。

### (3) 使用船舶

- ア 作業船 小型底びき網漁船 延べ6 7隻（1隻2名搭乗）  
ただし、広島湾内でのけた網漁業の許可を有するものであること。
- イ 監視船 延べ1 4隻（2隻/日、1隻2名搭乗）

### (4) 使用器具

底びき網（ただし、広島湾内でのけた網漁業の許可を受けることができるものであること）

### (5) 1日（曳網時間5時間）当たりのゴミ回収量の目安

- |                  |                       |          |                           |
|------------------|-----------------------|----------|---------------------------|
| ア 事業系一般廃棄物（可燃ゴミ） | 6. 4 6 m <sup>3</sup> | （本業務の合計量 | 4 5. 2 3 m <sup>3</sup> ） |
| イ 事業系一般廃棄物（不燃ゴミ） | 0. 0 0 m <sup>3</sup> | （本業務の合計量 | 0. 0 0 m <sup>3</sup> ）   |
| ウ 産業廃棄物（金属くず等）   | 0. 7 2 m <sup>3</sup> | （本業務の合計量 | 5. 0 3 m <sup>3</sup> ）   |

### (6) ゴミ集積場所

草津漁港内棧橋（広島市西区草津港一丁目）

### (7) 作業許可申請

業務遂行に係る広島海上保安部への港内作業許可申請等は、業務受託者が行い、許可等を受けた際は、その写しを発注者へ提出すること。

### (8) 作業上の注意事項

- ア 作業区域には標識ブイを設置し、作業外区域との区分を明確にすること。
- イ 作業船には、海上衝突予防法（昭和52年法律62号）規定の標識及び番号旗を掲げ、事故の未然防止に留意すること。
- ウ 作業中は常に監視船を配船し、一般船舶との衝突等の危険を未然に防止するよう警戒するとともに作業船を指導すること。
- エ 広島県港湾振興事務所、内海水先区水先人会広島連絡事務所及び地元旅客船関係者に対し、事前に作業の内容を周知し安全管理に努めること。
- オ 風速毎秒10 m以上、視程2 k m以下及び波高1. 0 m以上のときは作業を中止すること。
- カ ゴミの集積場所へは、事業系一般廃棄物（可燃ゴミ、不燃ゴミ）、産業廃棄物等、それぞれゴミの容積が容易に測定できる方法により堆積すること。

## 3 その他

本仕様書に示されていない事項、あるいは本仕様書に疑義が生じた場合には、本市と協議し、その指示に従うこと。

## 4 提出書類

- (1) 実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 実施報告書
- (4) 作業船・監視船一覧表
- (5) 作業船・監視船出勤簿
- (6) 作業実施状況の写真